河北町空き家利活用支援事業費補助金交付規程

（趣旨）

第１条　この規程は、河北町空き家バンク制度実施要綱（平成２６年告示第４８号）に定める空き家バンクの利用を促進し、空き家の有効活用及び本町への移住定住の促進を図るため、空き家の改修工事に要する経費に対して、補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成９年規則第１４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　空き家　町内に存する建築物であって、次の各号のいずれにも該当すること。

ア　住宅の用に供されるもので、現に居住を目的とした使用が１年以上なされていないもの。ただし、賃貸用若しくは法人所有又は新築後に居住の実態が全くないものを除く。

イ　空き家バンクに登録されているもの。

⑵　所有者等　空き家に係る所有権又はその他の権利により当該空き家の売却を行うことができ、空き家情報を空き家バンクへ登録している者をいう。

⑶　利用希望者　町内へ定住を目的として、空き家の利用を希望し空き家バンクへ登録している者をいう。

⑷　改修工事　空き家本体部分の機能を回復させ、又は向上させるため、空き家の一部の修繕、模様替え又は設備の改善を行うことをいう。ただし、外構工事、車庫及び倉庫等の工事を除く。

⑸　町内建築事業者　河北町商工会若しくは河北町建設綜合組合に加入している法人又は個人事業者をいう。

⑹　町外建築事業者　河北町商工会若しくは河北町建設綜合組合に加入していない法人。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　空き家の利用希望者

⑵　空き家の所有者等との間で売買契約を結んでいる者

⑶　購入した空き家の改修工事を行う者

⑷　空き家の所有者等の３親等以内の親族でない者

⑸　町税等に滞納がない者

⑹　この補助金に係る改修に関して、国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者

（補助対象事業）

第４条　補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家を利活用するために改修する事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

⑴　当該空き家について、申請時点で売買契約の締結日から１年未満であること。

⑵　当該空き家に１０年以上居住すること。

⑶　申請時点で未着工の工事であること。

⑷　実績報告書の提出日までに当該空き家に入居し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条第１項の規定による転入又は同法第２３条の規定による転居の届出を行うことができること。

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税含む。）は、建築事業者との間で締結した工事請負契約に基づく空き家の改修工事に要する費用（５０万円以上の場合に限る。）とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、町長が定める予算の範囲内において、補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とし、次の各号のいずれかに定める額を限度とする。

⑴　町内建築事業者との間に当該空き家の改修に係る請負契約を締結する場合　１２０万円

⑵　町外建築事業者との間に当該空き家の改修に係る請負契約を締結する場合　１００万円

２　前項に規定する補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の様式第１号の補助金等の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書（様式第１号）

⑵　１０年以上居住する旨の誓約書（様式第２号）

⑶　空き家の位置図、補助対象工事を行う部分を明記した平面図等

⑷　改修予定箇所の写真

⑸　補助対象経費に係る見積書・積算内訳書等の写し

⑹　空き家の購入に係る契約書の写し

⑺　住民票謄本

⑻　第３条第５号に定める税の滞納がないことを証する書類

⑼　建築事業者の登記事項証明書（町外建築事業者の場合のみ）

⑽　その他町長が必要と認める書類

（補助金の変更等）

第８条　規則第６条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第７条第１項の規定により町長の承認を受けようとするときは、河北町空き家利活用支援事業費補助金変更交付承認申請書（様式第３号）に、前条各号のうち変更内容に関する書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　規則第７条第１項第１号ア及びイに規定する軽微な変更とは、補助金交付決定額の２割以内の減額となるもので補助対象経費等の変更を行う場合とする。

（補助金交付決定の変更及び通知）

第９条　町長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、河北町空き家利活用支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後１月以内又は交付決定に係る年度の２月末のいずれか早い日までに規則の様式第３号の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　事業完了届（様式第５号）

⑵　補助対象事業経費の請負契約書の写し

⑶　補助対象経費の支払いを証明するもの

⑷　補助事業の実施状況を確認できる写真（施工中・施工後）

⑸　建築確認検査済証の写し（増築等の建築行為があった場合）

⑹　住民票謄本(転入又は転居後のもの)

⑺　その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求及び交付）

第１１条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、河北町空き家利活用支援事業費補助金請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者の指定する口座に補助金を振込むものとする。

（状況の調査）

第１２条　町長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の返還）

第１３条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

⑴　偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑶　その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めたとき。

（財産処分の制限）

第１４条　規則第２４条に規定する町長が定める期間は、補助金を受領した日から起算して１０年間とする。

２　規則第２４条の規定により補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（前項に規定する期間を経過しないものに限る。）の処分について町長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を町に納付させることができるものとする。

（補則）

第１５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

事業計画書

<table>
<tr><td colspan="3">空き家所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">売買契約日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">契約の相手</td><td colspan="4">□契約の相手方である者を含む世帯に３親等以内の親族を含みません。</td></tr>
<tr><td rowspan="11">事業内容</td><td rowspan="5">施工者</td><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代表者</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>事業者区分</td><td colspan="3">□町内事業者　　□町外事業者</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>工期（予定）</td><td colspan="4">年　　月　　日から　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>補助対象経費の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>交付申請額</td><td colspan="4">①補助対象経費×２／３＝　　円
②限度額　　（　　）万円
①、②のいずれか低いほうの額　　円（千円未満切捨て）</td></tr>
<tr><td>転入・転居予定日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>本町へ転入する前の住所（転入者の場合）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第２号（第７条関係）

１０年以上居住する旨の誓約書

私は、河北町空き家利活用支援事業費補助金の交付を受けて改修する空き家に、補助金の交付を受けた日から、引き続き１０年以上定住することを誓約します。また、定住確認のため、住基情報を閲覧することを承諾します。

河北町空き家利活用支援事業費補助金交付規程第１３条に該当することとなったときは、交付を受けた補助金を返還します。

年　　月　　日

申請者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

河北町長　　様

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

河北町空き家利活用支援事業費補助金変更交付承認申請書

年　　月　　日付指令第　　号をもって交付決定の通知のあった河北町空き家利活用支援事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、河北町空き家利活用支援事業費補助金交付規程第８条の規定により、承認されたく申請します。

記

１　変更の理由

２　補助対象経費　　円

３　補助金の申請額　　円

４　事業変更計画書　　別紙（様式第１号）

（注）　２、３については、変更前を（　）で上段に記入すること。

様式第４号（第９条関係）

指令第　　号

年　　月　　日

様

河北町長　　印

河北町空き家利活用支援事業費補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付で変更承認申請ありました河北町空き家利活用支援事業費補助金について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

補助金交付決定額　　円

様式第５号（第１０条関係）

事業完了届

完了年月日	年　　月　　日
補助対象経費	円
転入・転居日	年　　月　　日
事業内容に係る軽微な変更	規則第７条第１項に該当する軽微な変更を行った場合は、記入してください。 軽微な変更の内容
添付書類	□補助対象事業経費の請負契約書の写し □補助対象経費の支払いを証明するもの（請求書及び領収書の写し等） □補助事業の実施状況を確認できる写真（施工中・施工後） □建築確認検査済証の写し（増築等の建築行為があった場合） □住民票謄本(転入又は転居後のもの) □その他町長が必要と認める書類

様式第６号（第１１条関係）

年　　月　　日

河北町長　　様

請 求 者 住 所
請求者氏名又は名
称及び代表者氏名　　㊞

河北町空き家利活用支援事業費補助金請求書

年　　月　　日付指令第　　号をもって交付の決定の通知があった河北町空き家利活用支援事業費補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

１　補助金の額　　金　　円

２　補助金の振込先

<table>
<tr><td>金融機関名</td><td colspan="3">銀行
金庫
組合</td><td>支店名</td><td colspan="7">本店・支店
本所・支所
出張所</td></tr>
<tr><td>預金
種別</td><td colspan="2">普通 ・ 当座
※〇をつけてください</td><td>口座
番号
※右詰め</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(フリガナ)</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="2">口座名義人</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

様式第７号（第１４条関係）

年　　月　　日

河北町長　　様

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

財産処分承認申請書

年　　月　　日付指令第　　号をもって交付決定の通知のあった河北町空き家利活用支援事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、河北町空き家利活用支援事業費補助金交付規程第１４条第２項の規定により、承認されたく申請します。

記

１　処分の対象となる財産

２　補助金額の確定年月日

３　補助対象経費

４　処分の理由

５　処分の方法